（　別　紙　２　）

量の見込みに対する「確保方策」の設定について

１．確保方策の設定

算出した量の見込みに対し、確保方策と実施時期を定める。

教育・保育の量の見込みに対する提供体制確保の実施時期は、「待機児童解消加速化プラン」において目標年次としている平成２９年度末までに整備することを目指す。

２．教育・保育事業の確保方策（各年度の確保数等については、別表１のとおり）

※表下段・C「過不足数」が、０以上になっていれば充足されたことを示す。

	29 年度			
認定区分	1号	2号		3号
	3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育必要		0～2 歳 保育必要
		教育希望が強い	左記以外	
A 量の見込み	1,663 人	1,999 人		1,553 人
		443 人	1,556 人	
B 確　保　数	2,106 人		1,556 人	1,556 人
C 過 不 足 数 （B-A）	0 人		0 人	3 人

	30 年度			
認定区分	1号	2号		3号
	3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育必要		0～2 歳 保育必要
		教育希望が強い	左記以外	
A 量の見込み	1,678 人	2,016 人		1,567 人
		447 人	1,569 人	
B 確　保　数	2,125 人		1,569 人	1,579 人
C 過 不 足 数 （B-A）	0 人		0 人	12 人

○確保策の方針と対応策

教育・保育の量の見込みに対する提供体制確保の実施時期は、「待機児童解消加速化プラン」において目標年次としているのは、平成２９年度である。

本区においては、３０年度に需要がピークに達することから、３０年度時点における量の見込みを見据えた確保策を検討する。

① 教育ニーズ（１号）

ア．既存の区立幼稚園及び認定こども園において、定員の増員調整を行う。

イ．私立幼稚園に対し、新制度に対応した認定こども園・幼稚園への移行について情報提供や働きかけを行い、移行に向けた支援を行う。

ウ．新設する際には、教育と保育の両ニーズに応える施設である認定こども園とする。

② 保育ニーズ（２号、３号）

ア．２号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園及び認定こども園の短時間保育で確保するものとする。

イ．認証保育所については、現状の量を確保しつつ、新制度に対応した認可保育所への移行などについて、情報提供や意見交換を行い、支援を行う。

ウ．家庭福祉員については、増員を図る。

エ．事業所内保育所については、実施園に対し新制度移行を支援するほか、事業者に勧奨していく。

オ．新規施設は、新制度の給付対象となる施設とし、０～５歳を１施設で確保できる認可保育所のほか、不足する０～２歳に対しては小規模保育所とする。

カ．計画年度後半に、実際のニーズ量を勘案したうえで、緊急保育室を開設する。

○計画年度別整備予定

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
認定こども園		1	1		
認可保育所	1	1	1		
小規模保育所	1	1	1		
事業所内保育所	1			1	
家庭福祉員	1	1	1		
緊急保育室				1	

３．地域子ども・子育て支援事業の確保方策

※表下段・Ｃ「過不足数」が、０以上になっていれば充足されたことを示す。

（１）時間外保育事業（延長保育）

事業内容：保育園において、一般保育の時間内ではお迎えが間に合わない方の子どもを保育する。

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
A 量の見込み	722 人	738 人	741 人	747 人	738 人
B 確　保　数	804 人	826 人	865 人	915 人	915 人
C 過不足数 （B-A）	82 人	88 人	124 人	168 人	177 人

○確保策の方針と対応策

①　現行の体制を継続する。

（2）放課後児童健全育成事業（こどもクラブ）

事業内容：小学生で、保護者の就労等の事情により放課後世話をする方がいない児童を保育する。

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
A 量の見込み	低学年	1,091人	1,061人	1,100人	1,142人	1,215人
	高学年	186人	187人	191人	198人	192人
	うち 障害児	20人	30人	40人	45人	45人
B 確　保　数	低学年	1,155人	1,180人	1,210人	1,245人	1,285人
	高学年	186人	187人	191人	198人	192人
C　過不足数 （B-A）		64人	119人	110人	103人	70人

○確保策の方針と対応策

① 高学年になるほど利用実績は低下する傾向（習い事、留守番が可能となる等）があることから、低学年及び障害児の希望者全員を受け入れる体制とし、国の放課後児童クラブの基準を踏まえ、既存クラブの受入枠（定員）の適正化を図る。

② 障害児以外の高学年については、児童館を活用するなど、居場所づくりにより対応する。

③ クラブは、学校施設内への設置を推進する。

④ クラブの配置は１小学校区１カ所を基本とし、需要予測を踏まえて、クラブを新設する。

（３）子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業内容：保護者が一時的に子どもの養育が困難で、かつ、他に養育する方がいない場合に、泊りがけで子どもを預かる。

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
A 量の見込み	221 人日	226 人日	227 人日	229 人日	226 人日
B 確　保　数	130 人日	230 人日	230 人日	230 人日	230 人日
C 過不足数 （B-A）	△91 人日	4 人日	3 人日	1 人日	4 人日

○確保策の方針と対応策

①　２歳以上の児童については、現行の体制を継続する。

②　２歳未満の乳幼児については、現在預け先がないことから、要保護児童対策において親の病気等の際の保護に対応できず、課題となっている。２８年度より乳児院への委託による乳児ショートステイを実施予定。

（４）地域子育て支援拠点事業（子育てひろば B 型）

事業内容：乳幼児と保護者に安心して過ごせる遊び場等の提供や、子育てに関する総合相談及び情報提供を行う。

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	147,288 人回	144,420 人回	145,740 人回	146,916 人回	145,860 人回
確保内容	子ども家庭支援センター３か所に加え、児童館を活用し確保する。				

※確保内容の子ども家庭支援センター「３か所」には、日本堤子ども家庭支援センターあそびひろばを含む。

○確保策の方針と対応策

①　現行の体制(子ども家庭支援センター３か所)を維持するとともに、児童館(８か所)を活用する。

（５）一時預かり事業等

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

事業内容：幼稚園や認定こども園（短時間保育）で、通常の教育時間終了後に子どもを預かる。

		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
A 量の見込み		56,777 人日	60,511 人日	60,401 人日	60,937 人日	59,976 人日
（内訳）	1 号認定による利用※	8,875 人日	9,458 人日	9,441 人日	9,525 人日	9,375 人日
	2 号認定による利用※	47,902 人日	51,053 人日	50,960 人日	51,412 人日	50,601 人日
B 確　保　数		59,572 人日	62,322 人日	65,072 人日	65,072 人日	65,072 人日
C 過 不 足 数 （B-A）		2,795 人日	1,811 人日	4,671 人日	4,135 人日	5,096 人日

※１号認定…専業主婦（夫）家庭、短時間就労家庭の３～５歳で今後、利用したい事業として、幼稚園または認定こども園を選択した者

※２号認定…ひとり親家庭・共働き家庭の３～５歳で現在、利用している事業として、幼稚園または認定こども園を選択した者

○確保策の方針と対応策

①　現行の認定こども園の短時間保育後の預かり保育体制の継続と私立幼稚園の預かり保育の実施により対応する。

②幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

事業内容：家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う。

		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
A 量の見込み		21,883 人日	22,258 人日	22,352 人日	22,540 人日	22,291 人日
B 確　保　数		23,255 人日	23,255 人日	23,255 人日	23,255 人日	23,255 人日
（内訳）	一時保育	9,360 人日	9,360 人日	9,360 人日	9,360 人日	9,360 人日
	休日・年末一時保育	3,500 人日	3,500 人日	3,500 人日	3,500 人日	3,500 人日
	いっとき保育	3,620 人日	3,620 人日	3,620 人日	3,620 人日	3,620 人日
	ファミリー・サポート・センター	6,700 人日	6,700 人日	6,700 人日	6,700 人日	6,700 人日
	トワイライトステイ	75 人日	75 人日	75 人日	75 人日	75 人日
C 過 不 足 数 （B-A）		1,372 人日	997 人日	903 人日	715 人日	964 人日

○確保策の方針と対応策

①　現在実施している一時預かりの各事業は、現行体制を維持する。

②　いっとき保育は、事由を問わない預かりで、就労を問わず全ての子育て家庭が利用できるが、現在区内１か所の実施のため、ニーズ調査の結果からも地域偏在の解消が望まれている。待機児童の解消の動向と需要の推移を踏まえて、新たに誘致する教育・保育施設での実施、一時保育等の空きの活用や定員の一部切り替え等による確保を検討する。

（6）病児・病後児保育事業

事業内容：子どもが病気で集団保育が困難な期間、専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる。

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
A 量の見込み	1,826 人日	1,865 人日	1,872 人日	1,888 人日	1,866 人日
B 確　保　数	1,220 人日	1,580 人日	1,940 人日	1,940 人日	1,940 人日
C 過不足数 （B-A）	△606 人日	△285 人日	68 人日	52 人日	74 人日

○確保策の方針と対応策

①　病後児保育については、現行の体制を継続する。

②　病児保育として、居宅派遣型を検討する。

（7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）【就学後】

事業内容：育児の手助けが必要な方（依頼会員）からの依頼に応じて、育児の手助けができる方（提供会員）を紹介し、子どもを預かる。

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
A 量の見込み	1,570 人日	1,549 人日	1,592 人日	1,613 人日	1,678 人日
B 確　保　数	1,570 人日	1,549 人日	1,592 人日	1,613 人日	1,678 人日
C 過 不 足 数 （B-A）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

○確保策の方針と対応策

①　現行の体制を継続する。

（８）利用者支援（新規事業）

事業内容：教育・保育施設や地域の子育て支援の事業に係る情報集約・提供、相談等を実施する。

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
確保内容	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所

○確保策の方針と対応策

① 区役所内窓口（１か所）に専任職員を１人配置する。

（９）妊婦に対する健康診査

事業内容：定期的な健康診査の費用の一部を助成する。

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	1,660 人 23,241 回	1,674 人 23,442 回	1,691 人 23,678 回	1,699 人 23,787 回	1,687 人 23,624 回
確保内容	実施場所：都内契約医療機関（産科）・助産院 検査項目：都医師会契約項目 実施時期：通年				

○確保策の方針と対応策

① 現行の体制を継続する。

（10）乳児家庭全戸訪問事業

事業内容：保健師及び訪問指導員（助産師）が、生後４か月を迎えるまでのすべての乳児のいる家庭を訪問し、母子の健康状態や養育環境を確認し、必要な支援を行う。

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	1,277 人	1,288 人	1,301 人	1,307 人	1,298 人
確保内容	実施体制：24 人				

○確保策の方針及び対応策

① 現行の体制を継続する。

（11）養育支援訪問事業

事業内容：児童の養育に支援を必要とする家庭に対して、支援者による助言・指導及びヘルパーによる援助を行う。

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	729 人回	821 人回	913 人回	1,006 人回	1,098 人回
確保内容	実施体制：10 人 協定事業者：6 社	実施体制：11 人 協定事業者：6 社	実施体制：12 人 協定事業者：7 社	実施体制：13 人 協定事業者：7 社	実施体制：14 人 協定事業者：8 社

○確保策の方針及び対応策

① 現行体制に加え、職員の増員と協定事業者の参加促進を図る。